

前橋市週休2日制現場の実施要領(案)

(土木工事)

(趣旨)

第1条 本要領は、建設現場の労働環境の改善として建設業が取り組む「週休2日の定着」を支援することを目的に、週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とする「週休2日制現場」の実施にあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行った状態をいい、「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」のいずれかをいう。

2 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。なお、年末年始の6日間、夏期休暇の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。

3 工事着手日とは、施工計画書を提出後に行う準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあたってはそれを含む）の初日をいう。

（建設工事必携参照）

4 現場閉所とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。

ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業実施してもよいものとする。

なお、閉所とは、労働者の休日・休暇に関わらず、現場を閉所した状態をいい、原則、降雨や降雪等による予定外の休工日は含まないものとする。

5 「完全週休2日」とは、原則として、すべての土曜日並びに日曜日を計画的な休日とし、同時に現場閉所率又は休日率が28.5%（2日÷7日）を全ての週で達成した状態及び振替日を翌週に行った現場閉所率又は休日率が28.5%（4日÷14日）を達成した状態をいう。

6 「月単位の週休2日」とは、対象期間におけるすべての月において、現場閉所率または休日率が28.5%（8日÷28日）を達成した状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制現場は、次の工事を除く、原則として全ての工事を対象とする。

（1） 災害復旧等緊急対応工事

（2） その他の理由により、週休2日取得が困難と考えられる工事

(週休2日制の考え方)

第4条 対象期間中、週に2日間、工事現場を閉所とする。この閉所日は、原則として土曜日並びに日曜日とする。ただし、受発注者の協議により、任意の曜日を設定することもできるものとする。

2 受注者は、第1項で定めた閉所日においては、技術者等の内業を含め、当該現場に従事する全ての労働者を休日又は休暇とすることを目指すものとする。

3 達成状況については、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）により確認する。

（1）「完全週休2日」

対象期間内の現場閉所率又は休日率が28.5%（2日÷7日）を全ての週で達成した状態及び振替日を翌週に行った2週4休休日率が28.5%（4日÷14日）を達成した状態をいう。

なお、ここでいう「週」とは、日曜日を開始日として土曜日を終了日とするものとし、対

象期間内における土曜日もしくは日曜日が含まれない週は、その週の対象となる土曜日もしくは日曜日の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。

(2) 「月単位の週休2日」

対象期間内の現場閉所率は、(週休2日の現場閉所を行った日)÷(対象期間の日数)で算出し、全ての月において、現場閉所率が28.5% (8日÷28日) 以上を達成とする。

ただし、暦上の土曜日並びに日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日並びに日曜日の合計日数以上閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%) 以上を達成しているものとみなす。

(実施対象工事の発注方式等)

第5条 週休2日制現場の発注にあたっては、「発注者指定型」又は「受注者希望型」とする。

(1) 発注者指定型

「発注者指定型」とは、発注時から発注者が週休2日制現場を行うことを指定する工事をいう。

ア 発注にあたり、入札公告または指名通知書に週休2日制現場の実施対象工事であることを明示するとともに特記仕様書に実施方法及び予定価格の算出等について明示する。

(記載例)

当工事は「週休2日制現場(発注者指定型)」の実施対象工事であり「週休2日」を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じて予定価格を作成している。

「前橋市週休2日制現場の実施要領(土木工事)」に基づき工事を実施すること。
なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として〇〇日を見込んで

イ 当初予定価格から「週休2日」を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

ウ 現場閉所の達成状況を確認後、月単位で「4週8休現場閉所」に満たないものは、補正分を減額変更する。

(2) 受注者希望型

「受注者希望型」とは、契約後、受注者が週休2日制現場の適用を希望する場合に、実施する工事をいう。

ア 発注にあたり、入札公告または指名通知書に週休2日制現場の実施対象工事であることを明示するとともに特記仕様書に実施方法及び予定価格の算出等について明示する。

(記載例)

当工事は「週休2日制現場(受注者希望型)」の実施対象工事であり「週休2日」を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じて予定価格を作成している。

「前橋市週休2日制現場の実施要領(土木工事)」に基づき工事を実施すること。
受注後速やかに工事打合せ書に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として〇〇日を見込んでおり、週休2日制現場の適用を希望しない場合でも、週休2日に対応する分の工期の短縮はしないものとする。

イ 発注者指定型同様、当初予定価格から「週休2日」を達成した場合の補正係数を各経費等

に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

ウ 現場閉所の達成状況を確認後、月単位で「4週8休現場閉所」に満たないものは、補正分を減額変更する。また、工事着手前に「週休2日」に取り組むことについて、受注者が希望しないものについても、補正分を減額変更する。

(実施方法)

第6条 週休2日制現場の受注者は、工事着手までに、速やかに土曜日曜を原則とする4週8休を見込んだ工事工程表(週休2日制現場前橋市)(以下「工事工程表」という)により作成し、監督員の承諾を得ること。なお、工事工程表の様式は別に定める。

また、受注者は、下請負、再下請け業者に週休2日制現場である事を十分説明し、必要な施工体制を確保すること。

- 2 工事工程表に記載する工種は、建設工事請負契約約款第3条により提出する工程表【様式第15号(第37条関係)】の工種を基本とする。
- 3 受注者希望型の受注者は、契約後、速やかに工事打合せ書により監督員に「週休2日制現場の適用を希望する」旨の申し出を行う。
- 4 発注者は、週休2日制現場の取組により、工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事請負契約約款」(前橋市契約規則第62条(書類の様式)建設工事請負契約書)第21条の規定により、週休2日制現場に取り組むために必要な日数分の工期延長を行うものとする。
- 5 降雨、降雪等による現場閉所は、休日とは認めない。ただし、事前に閉所の申し出のあった場合は除く。
- 6 災害復旧等緊急工事で、他の現場にやむ得ず出勤を行った場合でも、当該現場が閉所されていれば、「休日扱い」にするものとする。
ただし、緊急対応した工事(業務)名及び発注者を監督員に報告しなければならない。
- 7 受注者は、対象期間中「現場閉所と定めた日」にやむを得ない理由により現場作業を行った場合は、受注者と協議し、休日を振り替るものとする。
- 8 現場閉所日の振り替えについては、以下によるものとする。

(1) 「完全週休2日」

土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議のうえ現場閉所日を振り替ることができる。振替現場閉所日は、同一週または翌週に振り替ることを原則とする。

ただし、翌週が対象期間外になる場合は同一週内とする。

(2) 「月単位の週休2日」

設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。月単位とは、対象期間内の月の最初の日曜日から、最後の日曜日が属する週の土曜日までとする。

- 9 週休2日制現場の達成状況は、工事工程表及び休日・夜間作業届(様式J)による他、以下の既存書類により確認するものとし、受注者の負担軽減に努める。

- (1) 工事現場の閉所の状況がわかる書類(出勤簿等)
- (2) 企業の休日がわかる書類(就業規則等)
- (3) その他、休暇取得状況がわかる書類

(間接工事費率等の補正)

第7条 「週休2日」の達成状況に応じ、労務費・機械経費(賃料)・共通仮設費率・現場管理費

率、市場単価及び土木工事標準単価について以下補正係数により補正する。

(1) 補正係数

	「週休2日」を達成できた場合		「週休2日」を達成できなかった場合
	完全週休2日	月単位の4週8休 現場閉所	
労務費	1.04	1.04	1.00
機械経費(賃料)	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.03	1.00
現場管理費率	1.05	1.05	1.00

(2) 市場単価

	区分	「週休2日」を達成できた場合		「週休2日」を達成できなかった場合
		完全週休2日	月単位の4週8休 現場閉所	
鉄筋工		1.04	1.04	1.00
ガス圧接工		1.03	1.03	1.00
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.04	1.00
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.04	1.00
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.04	1.00
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.04	1.00
	撤去	1.04	1.04	1.00
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.00
防護柵設置工(落石防止網)		1.02	1.02	1.00
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.03	1.00
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.04	1.00
法面工		1.02	1.02	1.00
吹付砕工		1.03	1.03	1.00
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.03	1.00
道路植栽工	植樹	1.04	1.04	1.00
	剪定	1.04	1.04	1.00
公園植栽工		1.04	1.04	1.00
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.02	1.02	1.00
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.04	1.04	1.00
橋面防水工		1.01	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.01	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.02	1.00
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.00

(3) 土木工事単価

	区分	週休2日達成できた場合		「週休2日」 を達成できな かった場合
		完全週休2日	月単位の 4週8休現場閉所	
区画線工		1.04	1.04	1.00
高視認性区画線工		1.04	1.04	1.00
橋梁塗装工		1.03	1.03	1.00
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.03	1.00
	人力	1.04	1.04	1.00
コンクリートブロック積工		1.04	1.04	1.00
排水構造物工		1.04	1.04	1.00
鋼製排水溝設置工		1.04	1.04	1.00
表面被覆工（コンクリート保護 塗装）	固定足場	1.02	1.02	1.00
	高所作業 車	1.02	1.02	1.00
表面含浸工	固定足場	1.04	1.04	1.00
	高所作業 車	1.04	1.04	1.00
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.04	1.00
	高所作業 車	1.04	1.04	1.00
剥落防止工（アラミドメッシ ュ）	固定足場	1.04	1.04	1.00
	高所作業 車	1.04	1.04	1.00
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.04	1.00
	高所作業 車	1.04	1.04	1.00
防草シート設置工		1.03	1.03	1.00
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02	1.02	1.00
	高所作業 車	1.01	1.01	1.00
塗膜除去工		1.04	1.04	1.00
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.04	1.00
仮設防護柵設置工（仮設ガード レール）		1.04	1.04	1.00
機械式継手工		1.04	1.04	1.00
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.03	1.00
ノンコーキング式コンクリ ートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.00
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 （養生マット工）		1.04	1.04	1.00
支承金属溶射工		1.04	1.04	1.00
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウ エル管）設置工		1.03	1.03	1.00

(工事成績評定)

第8条 発注者は、受注者の第5条第1項及び第2項の取組に対し、以下表1「週休2日制現場の取組に対する考査項目」により評価する。なお、履行できなかった場合においても、評価を減点しないこととする。

(表1)

週休2日制現場の取組に対する考査項目

評定者	加点方法 (一般監督員の創意工夫、主任監督員の社会性等)	加 点
一般監督員	「2. 施工状況－II. 工程管理」で評価対象項目「休日の確保を行っている」を評価することに加え、「5. 創意工夫」{その他(理由:週休2日の確保を図っている)と記載}で評価する。	《対象期間中》 【「完全週休2日」を達成できた場合】 + 2 点
		《対象期間中》 【「月単位の週休2日」を達成できた場合】 + 1 点
主任監督員 (係長)	「6. 社会性等」{その他(理由:週休2日の確保を図っている)と記載}で評価する。	《対象期間中》 【「完全週休2日」を達成できた場合】 + 2. 5 点
		《対象期間中》 【「月単位の週休2日」を達成できた場合】 /

ただし、発注者指定型の対象工事については対象期間中、週休2日の取組について【「完全週休2日」または「月単位の週休2日」】が達成出来なかった場合は一般監督員、主任監督員の工程管理の評価についての加点はしない。(C評価までとする)

附 則

この要領は令和7年1月1日から適用する。